

焼津市最低制限価格取扱要領の一部改正

焼津市最低制限価格取扱要領の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条・第2条 略</p> <p>(最低制限価格の算出方法)</p> <p>第3条 最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった次の各号の計算式により算出した合計額（1万円未満の端数切捨て）に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9.2を乗じて得た額（1万円未満の端数切捨て）とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7.5を乗じて得た額（1万円未満の端数切捨て）とする。</p> <p>(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額</p> <p>2 次の各号に掲げる工事の最低制限価格は、当該各号に規定する補正值等を用いた計算式による算出額（1万円未満の端数切捨て）に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9.2を乗じて得た額（1万円未満の端数切捨て）とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7.5を乗じて得た額（1万円未満の端数切捨て）とする。</p> <p>(1) 建築物の解体工事の場合は、0.8の補正值を用いて算出する。</p> <p>(直接工事費×9.7/10×0.8+共通仮設費×9/10+現場管理費×9/10+一般管理費×5.5/10)</p>	<p>第1条・第2条 略</p> <p>(最低制限価格の算出方法)</p> <p>第3条 最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった次の各号の計算式により算出した合計額（1万円未満の端数切捨て）に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9.2を乗じて得た額（1万円未満の端数切捨て）とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7.5を乗じて得た額（1万円未満の端数切捨て）とする。</p> <p>(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額</p> <p>2 次の各号に掲げる工事の最低制限価格は、当該各号に規定する補正值等を用いた計算式による算出額（1万円未満の端数切捨て）に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9.2を乗じて得た額（1万円未満の端数切捨て）とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7.5を乗じて得た額（1万円未満の端数切捨て）とする。</p> <p>(1) 建築物の解体工事の場合は、0.8の補正值を用いて算出する。</p> <p>(直接工事費×9.7/10×0.8+共通仮設費×9/10+現場管理費×9/10+一般管理費×6.8/10)</p>

改正前	改正後
<p>(2) さく井工事の場合は、0.8の補正值を用いて算出する。 (直接工事費×9.7/10×0.8+共通仮設費×9/10+現場管理費×9/10+一般管理費×<u>5.5</u>/10)</p> <p>(3) 前各号のほか特別なものについては、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合を予定価格に乗じて得た額とする。</p> <p>3 当該工事の特殊性が著しく顕著で前2項の規定により難い場合においては、最低制限価格を設定しないものとする。</p> <p>第4条～第7条 略</p>	<p>(2) さく井工事の場合は、0.8の補正值を用いて算出する。 (直接工事費×9.7/10×0.8+共通仮設費×9/10+現場管理費×9/10+一般管理費×<u>6.8</u>/10)</p> <p>(3) 前各号のほか特別なものについては、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合を予定価格に乗じて得た額とする。</p> <p>3 当該工事の特殊性が著しく顕著で前2項の規定により難い場合においては、最低制限価格を設定しないものとする。</p> <p>第4条～第7条 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の焼津市最低制限価格取扱要領第3条の規定は、令和4年5月1日以後に公告又は指名通知を行う案件について適用し、同日前に公告又は通知等を行った案件については、なお従前の例による。